

令和7年度

松伏町情報公開制度実施状況 松伏町個人情報保護制度施行状況 報告書

	ページ
松伏町情報公開制度実施状況報告書	・・・ 1
松伏町個人情報保護制度施行状況報告書	・・・ 10
松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	・・・ 14

松伏町

令和7年度 松伏町情報公開制度実施状況報告書

松伏町では、町民の皆様の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民の皆様に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の皆様の町政への参加を促進し、町民の皆様の的確な理解の下に公正で透明な開かれた町政の推進に寄与するために、松伏町情報公開条例に基づき、公文書の開示を実施しています。

1 公文書の開示の実施状況

松伏町情報公開条例に基づく令和7年度の公文書の開示請求の件数は13件（令和6年度は13件）で、開示請求の対象となった公文書数は38件（令和6年度は39件）でした。実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。部分開示を含め、文書不存在等による不開示を除いた開示率は、処理中の事案を除き、100パーセント（令和6年度は100パーセント）となっています。

なお、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 () は令和6年度

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	計
町 長	12 (11)	14 (11)	17 (13)	5 (1)	36 (25)
教育委員会	1 (2)	0 (7)	2 (7)	0 (0)	2 (14)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	13 (13)	14 (18)	19 (20)	5 (1)	38 (39)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

表2 請求者の区分別件数

請求者の区分	請求件数
町内に住所を有する個人	1件
町内に住所を有する法人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する個人	1件
町外（埼玉県内）に住所を有する法人	2件
県外に住所を有する個人	3件
県外に住所を有する法人	6件
合 計（表1の受付件数と合致します。）	13件

※ 開示請求書に記載されたものを集計したものです。

表3 課別の処理状況

課 名		処理件数			
		開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
町 長	総 務 課	5件	5件	0件	10件
	企 画 財 政 課	0件	0件	0件	0件
	住 民 ほ け ん 課	1件	0件	1件	2件
	税 務 課	1件	0件	1件	2件
	いきいき福祉課	1件	4件	2件	7件
	すこやか子育て課	0件	1件	0件	1件
	環 境 経 済 課	1件	1件	0件	2件
	新市街地整備課	4件	5件	1件	10件
	まちづくり整備課	1件	1件	0件	2件
教育委員会	教 育 総 務 課	0件	2件	0件	2件
	教 育 文 化 振 興 課	0件	0件	0件	0件
議 会	議 会 事 務 局	0件	0件	0件	0件
合 計		14件	19件	5件	38件

2 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された公文書の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は、一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表4のとおりです。

表4 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

申立件数	却 下	決定取消等公開	審査会への諮問件数		
			全部公開	一部公開	非公開
0	0	0	0		
			0	0	0
			0	0	0

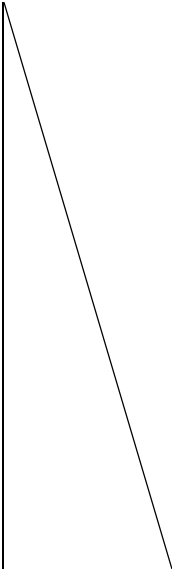
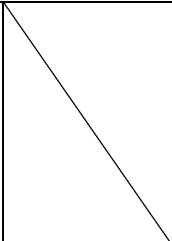
3 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 開示請求の処理状況（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間）

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
1	3月27日	町長 (総務課)	工事名：町有施設10施設照明器具交換工事 案件番号：松伏町公示第89号 案件概要：LED化工事 *上記の金入り設計書の情報開示をお願い致します。	積算書（町有施設10施設照明器具交換工事）	開示		4月8日
2	5月28日	町長 (総務課、 環境経済課、 新市街地整備課、 まちづくり整備課)	長または教育委員会が契約者となり、保険料（契約金額）が3万円以上の損害保険証券（証券添付の特約書または明細書を含む。）の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内のものに限ります。	費用・利益保険証券（保険期間 令和6年6月1日から令和7年6月1日まで）	部分開示	条例第6条第2号	6月11日
				傷害保険証券（保険期間 令和7年4月1日から令和8年4月1日まで）	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	
				賠償責任保険証券（保険期間 令和7年4月1日から令和8年4月1日まで）	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	
				企業総合保険証券（松伏記念公園に設置された屋外設備装置に関するもの）（保険期間 令和7年4月4日から令和8年4月4日まで）	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	
				企業総合保険証券（エローラ通りに設置された屋外設備装置に関するもの）（保険期間 令和7年4月4日から令和8年4月4日まで）	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	
				団体総合生活補償保険証券（保険期間 令和7年4月3日から令和8年4月3日まで）	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	

2.1	5月28日	教育委員会 (教育総務課)	長または教育委員会が契約者となり、保険料(契約金額)が3万円以上の損害保険証券(証券添付の特約書または明細書を含む。)の写しと担当課。※約款は不要です。開示請求書受付時点で保険契約期間内のものに限ります。	傷害保険証券(保険期間 令和6年10月17日から令和7年10月16日まで)	部分開示	条例第6条第1号及び第2号	6月11日
				賠償責任保険証券(保険期間 令和7年5月8日から令和8年5月8日まで)	部分開示	条例第6条第2号	
3	6月17日	町長 (税務課)	<p>松伏町内の、土地の所在・地番・地目・地積、家屋の所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積の登記情報のうち、一覧の電磁的記録で保有する最新のもの。登記名義人・建築年・建物名称・不動産番号、コード表記読替えの情報もあれば含む。</p> <p>※上記以外の情報も含む課税台帳等から、条例の規定で公開することとされている「法令等の規定により公にされている情報」としての「登記情報」部分のみの部分開示でも可。</p> <p>※「登記名義人」の項目につきましては、全件開示が難しい場合は、法人のみ→官公庁のみ→松伏町のみ、の順番で開示のご検討をお願いします。</p> <p>※エクセル等の表形式のデータを優先的に希望します。その他のデータとなる場合は事前にご連絡をお願いします。</p>	土地・家屋課税台帳	不開示	条例第6条第6号	7月1日

4	6月17日	町長 (税務課)	<p>松伏町内の家屋（建物）の位置・形状（家屋外形、建築物外周線等）が確認できるGISデータで最新のもの。</p> <p>当該データの家屋（建物）の所在地情報（所在家屋番号、住居表示、敷地地番等）もあれば対象とする。</p> <p>※いつ時点の情報であるか（更新年等）をお示しください。</p> <p>※当該データに属性情報として非開示情報が含まれている場合などは、位置・形状の情報だけでも開示を求めます。（例えばshapeデータであれば、属性情報が含まれるdbfファイル以外の、shp・shxファイルのみの開示など）”</p>	家屋外形図データファイル（令和6年1月1日時点・shape形式）	開示		7月1日
5	6月17日	町長 (税務課)	<p>松伏町の地番が示された地図（地図の種類や名称、精度は問わない）で、2024年中の登記異動反映済の電磁的記録（shapeデータを優先的に対象とする）。</p> <p>字界、字名、家屋の位置形状（家屋番号もあれば含む）、コード表記読替えの情報もあれば対象とする。</p> <p>※次回最新版に更新する時期の予定があれば教えてください。</p>	取下げ			
6	7月2日	町長 (いきいき福祉課、新市街地整備課)	<p>〇〇〇〇（またはその〇〇〇〇）が、〇〇〇〇（地番詳細：〇〇〇〇）において開設予定の障害者グループホーム（共同生活援助）に関する、関係する以下の行政文書一切。</p>	<p>〇〇〇〇地区計画の区域内における行為の届出書（都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、事業者から令和7年5月9日付けで届出されたもの）</p>	開示		7月16日

<p>1. 建築基準法に基づく確認申請書、およびそれに関する一切の添付書類、図面、協議記録、通知書。</p> <p>2. 都市計画法その他、開発等に関する法令に基づく、事業者から町へ提出された事前相談、協議、申請に関する一切の文書。</p> <p>3. 事業者から提出された事業計画書、運営計画書、資金計画書等、本件事業の概要がわかる一切の文書。</p> <p>4. 本件に関し、事業者と町の間で交わされた協議、照会、回答に関する一切の記録（議事録、面談記録、電子メール、電話メモ等を含む）。</p> <p>5. 本件に関し、町内部で作成された協議、検討、報告に関する一切の記録（庁内協議の議事録、稟議書、供覧資料等を含む）。</p> <p>6. 本件に関し、地域住民（自治会含む）から寄せられた相談、意見、苦情等に対する町の対応記録一切。</p> <p>7. 本件に関する、埼玉県との協議、照会、回答に関する一切の記録。</p>	<p>〇〇〇〇地区計画の区域内における行為の届出書（都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、事業者から令和7年5月9日付けで届出されたもの）に係る添付図書</p>	開示	
	<p>〇〇〇〇地区計画の区域内における行為の届出書の受理について（都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、事業者から令和7年5月9日付けで届出された〇〇〇〇地区計画の区域内における行為の届出書に係るもの）</p>	開示	
	<p>〇〇〇〇地区計画届出書審査表（都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、事業者から令和7年5月9日付けで届出された〇〇〇〇地区計画の区域内における行為の届出書に係るもの）</p>	開示	
	<p>建築基準法に基づく確認申請書、およびそれに関する一切の添付書類、図面、協議記録、通知書</p>	不開示 (不存在)	
	<p>委任状（都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、事業者から令和7年5月9日付けで届出された〇〇〇〇地区計画の区域内における行為の届出書に係るもの）</p>	部分開示	条例第6条第1号及び第2号
	<p>障害福祉サービス事業の指定に係る意見書（令和7年5月27日付けの事業者の依頼に対し、同年6月6日付けで町が作成したもの）</p>	開示	
	<p>〇〇〇〇におけるグループホーム開設にかかる住民対応について（令和7年6月24日に自治会と実施したもの）</p>	部分開示	条例第6条第1号

				本件に関し、町内部で作成された協議、検討、報告に関する一切の記録（庁内会議の議事録、稟議書、供覧資料等を含む）	不開示 (不存在)		
				本件に関する、埼玉県との協議、照会、回答に関する一切の記録	不開示 (不存在)		
				〇〇〇〇におけるグループホーム開設にかかる住民対応について②（令和7年6月27日に事業者と実施したもの）	部分開示	条例第6条 第1号	
				指定障害福祉サービス事業者の指定に関する意見書について（依頼）（令和7年5月27日付けで事業者が町に依頼したもの）	開示		
				共同生活援助事業所「〇〇〇〇」事業計画書（2025年度）	部分開示	条例第6条 第2号	8月29日
7	7月28日	町長 (住民ほけん課)	2025年1月1日から2025年6月30日までの間の住居表示(住居番号)の付定状況(付定日又は受付日・住居番号・地番)が分かる資料(別紙のとおり) ※上記の情報を含むGISデータ(Shapeデータ等)がある場合は、当該GISデータも併せて開示をお願いします。	住居表示台帳(2025年1月1日から2025年6月30日までの間に住居表示(住居番号)の付定があった物件箇所の分かるもの)	開示		8月6日
8	8月28日	町長 (環境経済課)	令和7年4月1日に提出した、農業振興地域計画に係る農用地区域からの除外申出書(申出者:〇〇〇〇/代表取締役〇〇〇〇)について、松伏町長が埼玉県知事へ事前協議を申出したことが分かる書類。 (※添付書類不要)	松伏町農業振興地域整備計画の変更に係る事前協議について(事前協議)(令和7年8月20日付け環第578号)	開示		9月5日

9	9月30日	町長 (すこやか 子育て課)	<p>いわゆる新型コロナウイルス予防接種ワクチン接種が開始された月から本開示請求の日までの間における全住民の以下の情報の全て。(未接種者も含む)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生年月日または抽出日時点の年齢(1歳刻みが無理なら10歳刻み) 2 性別 3 死亡している場合の死亡日、または死亡日が出せないなら最後の接種から死亡までの日数(全て1日刻みが困難なら0から7日後だけ1日刻みでその後は7日刻み、それが困難なら0から2日後と3から7日後に分けてその後は7日刻み、それが困難なら全て7日刻み。) 4 転出している場合の転出日(「接種開始後の転出歴がある住民は開示対象から除く」という扱いでも可。転入日についても同様) 5 転入している場合の転入日 6 当該ワクチン接種日とそれぞれのロット番号、接種ワクチンのメーカー、何回目の接種か 	<p>令和3年2月1日から令和7年9月30日までの間における全住民の以下の情報(新型コロナワクチン未接種者を含む。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年9月30日時点の年齢 2 性別 3 住民になった事由 4 住民になった異動日 5 住民でなくなった事由 6 住民でなくなった異動日 7 新型コロナワクチンの接種回別の接種日、メーカー又は種類及びLot No 	部分開示	条例第6条 第1号	10月10日
10	10月30日	町長 (新市街地 整備課)	<p>建設リサイクル法届出書をまとめた表 令和5年度、6年度分 着手予定日、工事種類、構造、床面積、工事場所(住所)、元請業者名、元請業者(住所)、元請業者(電話番号)、発注者名(企業のみ)</p>	令和5年度 建築リサイクル法届出等台帳	部分開示	条例第6条 第1号	11月12日
				令和6年度 建築リサイクル法届出等台帳	部分開示	条例第6条 第1号	

11	11月4日	町長 (総務課)	<p>松伏町 住民活動補償制度についての下記文書</p> <p>○令和7年度契約時の入札および見積合せ等の結果</p> <p>○令和7年度契約の保険証券</p> <p>○令和3年～令和7年度契約の事故件数および支払い保険金額（被害者に支払った保険金額）</p>	見積経過及び結果表（令和7年度の松伏町住民活動補償保険に係るもの）	開示	11月17日	
				賠償責任保険証券（令和7年度の松伏町住民活動補償保険に係るものであって、補償内容が記載されている部分に限る。）	開示		
				費用・利益保険証券（令和7年度の松伏町住民活動補償保険に係るものであって、補償内容が記載されている部分に限る。）	開示		
				保険金お支払明細（令和5年12月20日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	開示		
				保険金お支払明細（令和4年10月26日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	部分開示		条例第6条第1号
				保険金お支払明細（令和5年2月9日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	部分開示		条例第6条第1号
				保険金お支払明細（令和5年5月30日の事故に係る松伏町住民活動補償保険の保険金支払明細）	部分開示		条例第6条第1号
12	2月3日	町長 (住民ほけん課)	<p>2025年7月1日から2025年12月31日までの間の住居表示（住居番号）の付定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番）が分かる資料（別紙のとおり）。</p> <p>※上記の情報を含むGISデータ（Shapeデータ等）がある場合は、当該GISデータも併せて開示をお願いします。</p>	2025年7月1日から2025年12月31日までの間の住居表示（住居番号）の付定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番）が分かる資料	不開示 (不存在)	2月13日	
13	3月12日	町長 (まちづくり整備課)	<p>工事名：松伏汚水中継ポンプ場電気設備改築工事（R5）</p> <p>案件番号：松伏町公示第83号</p> <p>開札日：2025/6/18</p> <p>※上記の金入り設計書の情報開示をお願いします。</p>	工事設計書（松伏汚水中継ポンプ場電気設備改築工事（R5））	開示	3月25日	

令和7年度 松伏町個人情報保護制度施行状況報告書

個人情報の保護に関する法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしたりする場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や利用目的、記録範囲等を記載した個人情報ファイル保有(変更)通知書を町長に届け出なければなりません。

この通知書に基づいた個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿の総数は表6のとおりです。なお、個人情報ファイル簿及び条例個人情報ファイル簿は、町ホームページ及び本庁舎2階行財政課文書情報担当窓口で閲覧することができます。

表6 個人情報取扱事務の登録件数(令和8年3月31日現在)

個人情報ファイル簿	74
条例個人情報ファイル簿	120

2 保有個人情報の開示等の実施状況

個人情報の保護に関する法律に基づく令和7年度の保有個人情報の開示請求等の件数は6件(令和6年度は3件)でした。

なお、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表7、課別の処理状況は表8のとおりです。

表7 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 ()は令和6年度

実施機関	受付件数	処理件数			計
		開示	部分開示	不開示(不存在を含む。)	
町長	6 (3)	1 (0)	5 (2)	1 (1)	7 (3)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	6 (3)	1 (0)	5 (2)	1 (1)	7 (3)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

※ 保有個人情報の訂正の実施状況については実績がありませんでした。

※ 保有個人情報の利用停止の実施状況については実績がありませんでした。

表8 課別の処理状況

課 名	処理件数			
	開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
住民ほけん課	0	5	1	6
税務課	1	0	0	1
合 計	1	5	1	7

3 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された保有個人情報の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表9のとおりです。

表9 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

区 分	申立件数	却 下	決定取消等開示	審査会への諮問件数		
開示関係	0	0	0	0		
				全部開示	一部開示	不開示
				0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
訂正関係	0	0	0	0		
				全部訂正	一部訂正	不訂正
				0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
利用停止 関係	0	0	0	0		
				利用停止	消去	提供停止
				0	0	0

4 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

表 1 0 開示請求の処理状況（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間）

No.	請求月日	実施 機関	請求に係る保有個人情報の名称等	対象保有個人情報	決定内容	部分開示及び 不開示理由	決定月日
1	6 月 3 0 日	町長	松伏町住民票の写し等交付通知書（令和〇年〇月〇日付住第〇号）に係る戸籍謄本の交付申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（本人通知制度による通知（令和〇年〇月〇日付け住第〇号）に関するもの）	部分開示	法第 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号	7 月 1 8 日
2	1 0 月 7 日	町長	松伏町住民票の写し等交付通知書（令和〇年〇月〇日付住第〇号）に係る改製原戸籍の交付申請書	郵送による戸籍証明書等交付申請書（本人通知制度による通知（令和〇年〇月〇日付け住第〇号）に関するもの）	部分開示	法第 7 8 条第 1 項第 2 号	1 0 月 2 0 日
3	1 2 月 5 日	町長	松伏町住民票の写し等交付通知書（令和〇年〇月〇日付住第〇号）にかかる交付申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（本人通知制度による通知（令和〇年〇月〇日付け住第〇号）に関するもの）	部分開示	法第 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号	1 2 月 2 4 日
			松伏町住民票の写し等交付通知書（令和〇年〇月〇日付住第〇号）にかかる交付申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（本人通知制度による通知（令和〇年〇月〇日付け住第〇号）に関するもの）	部分開示	法第 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号	
4	1 月 7 日	町長	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間における私の印鑑登録証明書交付申請書	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間における〇〇〇〇氏の印鑑証明書交付申請書	不開示（不在）		1 月 2 0 日
5	2 月 3 日	町長	松伏町住民票の写し等交付通知書（令和〇年〇月〇日付住第〇号）に係る戸籍謄本の交付申請書	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（本人通知制度による通知（令和〇年〇月〇日付け住第〇号）に関するもの）	部分開示	法第 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号	2 月 2 6 日
6	3 月 1 2 日	町長	市県民税について、納期限・納付日・納付状況が確認できる収納記録の開示を希望します。 対象年度：〇年	会計年度別収納状況照会票（令和〇年度）	開示		3 月 3 1 日

令和7年度 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に対する町の決定処分について、不服があった場合の救済機関で、実施機関からの諮問に応じて審査を行い、答申する町長の附属機関です。

諮問した実施機関は、松伏町情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して、不服申立てについての決定を行います。

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。任期は2年で再任が可能です。

2 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

令和7年度における松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	令和7年6月17日 (書面開催)	・会長の互選 ・会長職務代理者の指名